

衆議院第八十六回帝國議會所定稅法外十六法律中改正法律案及各員會議錄(速記)第一

所得稅法外十六法律中改正法律案
地方政府及地方分與稅法中改正法律案
案(政府提出)(第一〇號)

昭和二十年一月二十四日(水曜日)午前
十一時六分開議

大藏省主税局長 田中 豊君
大藏書記官 福田 起夫君
軍需省輕金屬局長 中西 貞喜君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
所得稅法外十六法律中改正法律案
(政府提出)
地方稅及地方分與稅法中改正法律案
國民ノ租稅負擔ハ著シク増加シテ居ル
ト共ニ、最近ニ於キマスル通貨、金融
等ノ諸情勢ニ顧ミマスレバ、戰時經濟
ノ圓滑ナル運營ヲ圖ル爲メ、國民購買
力ノ吸收ニ資スル方途ヲ講ズルノ要緊
切ナルモノガアルト認メラレルノデア
リマス、支那事變以來八回ニ亘り六十
七億餘萬圓ニ達スル增稅ニ依リマシテ、
國民ノ租稅負擔ハ著シク増加シテ居ル

理事田部	朋之君	理事田中	藤作君
安孫子孝次君	小野 義一君	菅野和太郎君	庄亮君
小野寺有一君	阪本 謙君	原口 純允君	吉植
駒井 重次君	增田 義一君	市郎君	田子 一民君
曾木 重貴君	森田 福市君	水谷長三郎君	中井 亮作君
中井 亮作君	吉田 正君	大藏大臣	船渡 佐輔君
船渡 佐輔君	同月二十四日委員吉植庄亮君辭仕ニ付	石渡莊太郎君	七郎君理事ニ當選セリ
増田 義一君	同日理事吉植庄亮君ノ補闕トシテ瀧澤七郎君ヲ議長ニ於	大藏大臣左ノ如シ	テ選定セリ
森田 福市君	出席國務大臣左ノ如シ	出席政府委員左ノ如シ	出席政府委員左ノ如シ
吉田 正君	出席國務大臣左ノ如シ	内務大臣 大達 茂雄君	内務省地方局長 瀧尾 弘吉君
水谷長三郎君	出席國務大臣左ノ如シ	内務省管理局長 竹内 德治君	内務政務次官 小笠原三九郎君
大藏大臣	出席國務大臣左ノ如シ	大野 連治君	大藏省總務局長 山際 正道君
石渡莊太郎君	出席國務大臣左ノ如シ	出席政府委員左ノ如シ	大藏政務次官 大藏參與官 田村 秀吉君
大藏大臣	出席國務大臣左ノ如シ	内務大臣 大達 茂雄君	大藏省總務局長 山際 正道君
武知 勇記君	出席國務大臣左ノ如シ	内務省地方局長 瀧尾 弘吉君	内務政務次官 小笠原三九郎君
弘吉君	出席國務大臣左ノ如シ	内務省管理局長 竹内 德治君	大藏參與官 田村 秀吉君
竹内 德治君	出席國務大臣左ノ如シ	大野 連治君	大藏省總務局長 山際 正道君

八デアリマスガ、二十一ニシタイト存ジマス、株式配當ハ現行法ハ百分ノナニニ相成ツテ居ルノデアリマスガ、是モ三引上ゲマシテ二十二ニシタイト存ジテ居リマス、不動産所得ハ百分ノ二十一デアリマシテ、是ハ三上ゲマスト二十四ニナルノデアリマスガ、不動産所得ノ今日ノ二十一ガ理窟上實ハドウカト思ツテ居リマスノデ、是ハヤハリ普通ノ資産所得ト同様二十三ニ止メテ、二上ゲルコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ元本五千圓以下ノ預貯金ノ利子デアリマスガ、是ハ五千圓以下デアリマスノデ、殊ニ貯蓄獎勵ノ時代デモゴザイマスノデ、稅率ガ低クナツテ居リマシテ百分ノ五デゴザイマスガ、之ヲ七ニ上ゲタイト存ジテ居リマス、元本五千圓ヲ超エマスル銀行貯蓄預金、市町村農業會貯金等ノ利子ニ付キマシリマスガ、今回ハ銀行預金ト同率ノ課稅ヲ致シタイト思ヒマシテ、多少増稅率ガ高ク相成ツテ居ルノデアリマス、他面投資信託ノ利益ハ、其ノ所得ノ性質カラ見マシテ若干増稅率ヲ低下致シタノデアリマス、尙ホ、其ノ他免稅點控除ハ大體現行通り据置タコト致シタ次第デアリマス、法人稅ハ分類所得稅ト同ジク百分ノ三引上ゲルコトニ致シタノデアリマスガ、特別法人稅ニ付キマシテハ百分ノ二ヲ引上げテ居ルノデアリマス、通行稅ハ普通稅率ヲ三等「キロメートル」二厘五毛ヲ五厘ニ、一等一錢二厘五毛ヲ二錢ニ、一等二錢

五厘ヲ四錢ニ引上ゲタノデアリマスガ、
キマシテハ一級酒、二級酒、三級酒ト
云フ三階段ニ分ツテ居ルノデアリマス
ガ、此ノ一級酒ト二級酒ト、今度ハ合
併致シマシテ、之ヲ一級酒トスル、三
級酒ハ二級酒トシマシテ二種類ノ區分
ニ致シタ伊ト存ジテ居ルノデアリマス
一級酒ハ一石ニ付テ一千二百四十五
圓、又三級酒ハ五百八十五圓、左様ナ
稅率ニ引上ゲタイト思ツテ居ルノデア
リマス、其ノ結果清酒ノ小賣價格ハ一
級酒ハ一升ニ付テ十五圓程度ニ、二級
酒ハ約八圓ト云フコトニ相成ル見込デ
アリマス、又合成清酒ニ於キマシテハ
現在二階級ニ分レテ居ルノデアリマス
ガ、之ヲ一階級ニ致シ、清酒ニ準ジテ
稅率ニ引上ゲラ行ヒタイト思フノデア
リマス、「ビール」ニ於キマシテハ一石二
百八十八圓ノ稅率デゴザイマスガ、四
百五十圓ニ引上ゲタイト存ジテ居リマ
ス、其ノ結果ガ四合壺一本、四合壺ト
申シマシテモ四合弱デゴザイマスガ、
一圓三十五錢デアリマシタ小賣ノ値段
ガ、二圓程度ニ上ルカト思フヌデアリ
マス、其ノ他味淋、燒酎、雜酒ニ付テ
モ其ノ品質ニ致シテ、ソレ相當ノ稅率
ノ引上ゲラ行フコトニ致シタノデゴザ
イマス、其ノ他價格特配酒ハ從來カラ
色々ナ問題ヲ包藏致シテ居ツタノデア
リマスガ、此ノ際之ヲ止メタイト存ジ
マス、併シナガラ其ノ方面ニ向ケテノ
酒ノ增配ハ引續イテ致シタイト思フノ

デアリマス、其ノ次ハ入場稅デアリマスガ、是モ其ノ消費ノ性質上、此ノ際率ヲ引上げテモ宜カラウト存ジマシテ、相當ナ引上げヲ致シタノデアリマス、即チ現行稅率ハ第一種ハ五十錢未満ノモノハ百分ノ三十、一圓未滿ノモノハ百分ノ六十デゴザイマスガ、之ヲ總テ之ヲ百分ノ二百ト致シタノデアリマス、第二種ノ打球場、麻雀場等ニ付テハ現行稅率百分ノ四十乃至百分ノ百五十ヲ百分ノ百乃至二百ニ之ヲ引上げ同時ニ稅法ノ改正ヲ行ヒタイト存ズルノデゴザイマス、其ノ總稅額ニ於テハ九割程度ノ増徵ト相成ル見込デアリマス、以上申上ゲマンシタヤウナ增稅トス、同時ニ稅法ノ改正ヲ行ヒタイト存ズルノデゴザイマス。

其ノ第一ハ企業ノ再編成、資金ノ蓄積等目下ノ状況ニ於キマシテ極メテ緊要

ノ控除率ヲ擴張致シマスルト共ニ、強制疎開ノ爲ニ建物ヲ譲渡シタ場合ニ於ハ、一箇年ノ損益ヲ通算致シマシテ、

ノ賣却ニ依ル讓渡稅ヲ免除スルコトニ何レモ百分ノ百ニ致シマシタ、一圓以

テ、相當ナ引上げヲ致シタノデアリマス、是ハ昨年ノ議會、

上ノモノハ現在其ノ稅率ハ百分ノ百カ

ラ百分ノ二百デアツタノデアリマスガ、

總テ之ヲ百分ノ二百ト致シタノデアリマス、第二種ノ打球場、麻雀場等ニ付

テ、相當ナ引上げヲ致シタノデアリマス、

テハ現行稅率百分ノ四十乃至百分ノ百

五十ヲ百分ノ二百乃至二百ニ之ヲ引上げ

タノデアリマス、其ノ總稅額ニ於テハ

増伐所得ニ於キマシテハ從來三割ヲ控

除シテ課稅シテ居ツタノデゴザイマス

ガ、五割ニ擴張シマシテ、山林ノ增伐

ニ便宜ヲ與フルコトニ致シタノデアリマス、

デイマス、其ノ他輕金屬製造事業ノ設

備ノ新設建設ノ場合ニ於キマシテ、法

人稅、營業稅ヲ免除スベキ期限ヲ五年

延長スルコトニ致シタノデアリマス、

マシテハ百分ノ五乃至百分ノ二十ト云

次ニ預貯金ノ利子等ニ關スルモノトシ

マシテハ、從來長期預貯金ノ利子等ニ

對スル分類所得稅ノ輕減ノ條件ヲ三年

以上ノ定期預金等トシ之ニ付キマシ

テ分類所得稅ノ輕減ヲ致シテ居ツタノ

デアリマスガ、其ノ三年一箇年縮致

シマシテ、二箇年以上ノモノニ付テ分

類所得稅ノ輕減ヲ行フコトニ致シタノ

ト存ジマスガ、尙ほ銀行貯蓄預金、市町

村農業會貯金等ニ付テモ、左様ナコ

トニ致シタノデ思ツテ居ル次第ゴザ

リマス、又市町村農業會等ノ貯金ニシ

ニ依リマシテ、法人ガ合併、解散ヲシ

タ場合ニ於キマシテ、課稅輕減ノ範圍

ヲ擴張致シマスルト共ニ、積立金ヨ株

式ノ拂込ニ振替ヘマシタ場合ニ於キマ

シテアリマス、更ニ企業整備等ノ爲メ不

動産等ヲ譲渡シタ者ニ對シマシテハ利得

金額ノ若干ヲ控除シマシテ、臨時利得

稅ヲ課シテ居ツタノデアリマスガ、其

ノ租稅ノ賦課徵收ノ簡素化、合理化ニ

テアリマス、其ノ他合同運用信託ノ信託

財產デアル登録公社債ノ利子ニ付テ、

テ所得稅ヲ課セガルコトニ致シタノデ

アリマス、其ノ他合同運用信託ノ信託

シマスルモノニ付テハ、國民貯蓄組合

ゴザイマスガ、其ノ期間ヲ一箇年延長

スルト共ニ、其ノ適用範圍ヲ擴張致シ

タルト共ニ、現存所得稅法人稅、個

人ノ課稅ニ移シタノデアリマス、個

人ノ課稅ニ移シマシタガ、ドウモ稅務

ノ實際上、又負擔ノ關係カラ致シマ

シテ居ツタノデアリマス、是ハ昭和十五年以

スガ、昭和十五年ニ法人ノ課稅カラ、

テ課稅輕減ノ途ヲ開クコト致シタ

テ居ツタノデアリマス、非常ニ複雜

テアリマス、更ニ企業整備等ノ爲メ不

動産等ヲ譲渡シタ者ニ對シマシテハ利得

金額ノ若干ヲ控除シマシテ、臨時利得

稅ヲ課シテ居ツタノデアリマスガ、其

ノ租稅ノ賦課徵收ノ簡素化、合理化ニ

テアリマス、其ノ他合同運用信託ノ信託

シテ居ツタノデアリマス、其ノ期間ヲ一

箇年延長スルト共ニ、現存所得稅法人

稅、個別ニ課稅ヲ致ス手續ヲ執ツテ來

テ居ツタノデアリマス、ソレカラ所得稅及

食稅ニ付キマシテハ、日本式旅館ノ場

合ニ於キマシテ、宿泊料金ト食事料金

カラ致シマシテ此ノ際四期徵收ト云フ

テ居リマスノデ、之ヲ二回ニ改メタイ

ト思フノデアリマス、ソレカラ所得稅及

食稅ニ付キマシテハ、日本式旅館ノ場

合ノ關係カラモ、非常ニ困難ニ成シテ來

テ居リマスノデ、之ヲ二回ニ改メタイ

ト思フノデアリマス、ソレカラ所得稅及

食稅ニ付キマシテハ、日本式旅館ノ場

合ニ於キマシテ、宿泊料金ト食事料金

カラ致シマシテ此ノ際四期徵收ト云フ

テ居リマスノデ、之ヲ二回ニ改メタイ

ト思フノデアリマス、ソレカラ所得稅及

食稅ニ付キマシテハ、日本式旅館ノ場

合ニ於キマシテ、宿泊料金ト食事料金

カラ致シマ

カラ、殆ド罰金ヲ納メテモ納メナイデ
ガ分ツタノデアリマシテ、左様ナコト
ハ不都合ダト存ジマスノデ、此ノ法人
ノ納メシタ罰科金ニ付キマシテハ損
金ト認メナイ、ソレ等ノ罰科金ニ拘ラ
ズ税金ハ税金トシテ納メルヤウニ致シ
タイト存ズルノデゴザイマス、其ノ他
納税團體ノ管理スル納税資金等ノ亡失
シタル場合ニ付テ納税者ニ對スル救濟
規定ヲ整理スル等ノ改正ヲ行ハントス
ルモノデアリマス

○務委員長 內務大臣

○大連國務大臣
本委員會ニ付託ニナ
リマシタ地方稅法及ビ地方分與稅法中
改正法律案、之ニ付キマシテ概要ヲ御
説明申上ゲマス

町村ニ於テハ六圓、五割増ニナルノデアリマスガ、此ノ平均ヲソレマデ引上ゲルコトニ致シタノアリマス、曩ニ実施セラレマシタ地租、家屋税及ビ營業税ノ増税ト云フモノハ事實のニハ是ハ地方税デアリマスルノデ、此ノ増税ニ對應致シマシテ、市町村民税ニ付キマシテモ、之ニ準ジテ其ノ賦課總額ノ限度ヲ引上ゲルト云フコトハ、地方稅全體ノ上カラ見マシテ、合理的デアルト考ヘラレマスルノト、國民所得ノ増加乃至市町村經費膨脹ノ狀況カラ見マスルト、之ヲ引上ゲルト云フコトハ、市町村民ガ市町村ノ負擔ヲ分任スルト云フ此ノ市町村民稅創設ノ本旨ニモ合致致シマスルノデ、其ノ賦課總額ノ限度ヲ引上ゲルコドニ致シマシテ、益々嵩マツテ來ル地方財政需要充足ニ資セントスルモノニアリマス、之ニ依リマシテ市町村ハ新タニ約四千萬圓ノ財源ヲ得ルコトニナル見込デアリマス

遊興飲食税ヨリ、各、配付税收入額ニ
増スコトニ致シタノニアリマス、之ニ伴
ヒマシテ分與率ノ方モ改訂ヲ行フ次第
デアリマス

改正ノ第三點ハ、配付税ノ道府縣分
ト市町村分トノ割合ヲ變ヘタイト云フ
點デアリマス、地方分與稅法ガ制定サ
レマシタ當時ノ割合ハ、道府縣分ガ百
分ノ六十二、市町村分ガ百分ノ三十八
ニ決メテアツタノニアリマスガ、其ノ
後市町村ノ財政ガ道府縣ノ財政ニ比べ
テ相當第届ナ狀態ニ立至リマシタノ
デ、昭和十七年度カラシテ、總額ノ百
分ノ二ヲ、道府縣ノ方カラ市町村ノ方ニ
委讓致シマシテ、爾來六十對四十ト云
フコトガ、現行ノ割振ノ率ニナツテ居
ルノニアリマス、然ルニ其ノ後昭和十
八年度カラ御承知ノ通り國民學校職員
ノ俸給及赴任旅費以外ノ諸給與ト云
云フモノガ、ヤハリ市町村分ノ方カラ
道府縣ノ負擔ニ移管サレマシタ、彼此
レ致シマシテ、市町村ノ方面ニ於キマ
シテハ、其ノ負擔ガ九千九百萬圓程度
輕減セラレタノニアリマスガ、道府縣
ノ方面ニ於キマシテハ、一億二百萬圓
程度增加シタヤウナ事情ガアリマス、
是等ノ經費負擔區分ノ改正ト云フコト
ニ依リマシテ、當然ニ道府縣財政ノ方
ガ、次第ニ今度ハ困難ニナツテ參リマ
ス、ソコデ此ノ際其ノ割振ヲ、當初地
方分與稅法ガ制定セラレマシタ當時ニ
引戻スコトガ、適當デアル思ハレル
ノデアリマス、サウシテ更ニ之ニ配付
稅ノ總額中ニ加ヘラレルコトニナリマ
シタ地方職員ノ給與改善ニ伴フ所要經

セテ検討ヲ致シマシタ結果トシテ、道府縣分ガ百分ノ六十三、市町村分ガ百分ノ三十七ト云フコトニ改訂ヲ致シタ
ソレカラ改正ノ第四點デアリマス、
市町村配付稅ノ大都市、都市、町村、此ノ三ツヘノ分割方法ヲ改正スル點デアリマス、市町村配付稅ヲ大都市配付稅ノマス場合ニ、其ノ半額ハ課稅力ト云
ノ点カラ三収益稅ニ依ル所ノ單位稅額ヲ標準ニシテ分割ヲ致シ、アトノ半分ハ財政需要トシテ人口ヲ標準ニシテ分割スルコトニ致シマシタ、其ノ人口ヲ標準ニスル場合ニ、大都市、都市、町村ノ各總人口ニ按分スルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、之ヲ單純ニ人口ニ按分スルコト致シマセヌデ、各ブロック内ノ個々ノ團體ニ對スル分與基準ト同ジヤウニ、割増人口デ按分スルコトニ致シタイ、斯ウ云フノデアリマス、此ノ割増人口ニ依リマスト、財政需要ヲ標準トスル分割方法ト致シマシテハ、合理的デアルト考ヘラレマスルノミナラズ、三収益稅増稅ノ結果ト致シマシテ、人口ノ多イ團體ノ方ニ財源ガ遍在スル傾向ガ一層強クナツテ居リマスノデ、其ノ點ヲ併セテ調整シ得ルコトニナルト考ヘルノデアリマス
改正ノ第五點ハ、道府縣、大都市、市町村ノ割増定數ノ増加デアリ
都市及ビ町村ノ割増定數ノ増加デアリ
マシテ、現在ソレハ、三十萬四十萬、一萬五千、町村ノ方ハ八百、斯ウナツテ居リマスノヲ、ソレハ六十萬、六十萬、三萬及ビ二千、斯ウ云フ風ニ改メントスル點デアリマス、課稅其ノ他ノ狀況カラ見マスルト、人口ノ少數ナ
團體ニ於キマシテハ、人口ノ多イ團體

ガ、一萬圓ノ財産ニ對シテ五萬圓十萬圓ノ保險ニ加入シテモ保險會社或ハ外交員ハ喜ンデ之ヲ付ケテシマフ、其ノ結果イザ損害ヲ受ケテ保險金ヲ支拂フ段ニナルト、政府ニ査定シマシタ結果、超過保險テアツタト云フノデ無效ニナル契約ガ澤山アル譯アリマスケレドモ、ソレヲ取扱ツテ歩合ヲ稼グ保險會社或ハ保險會社ノ外交員ハ歩合ハ戻サナクテ宜イノデアリマスカラ、茲、超過保險ト云フモノガ多クナツテ行クノデアリマス、其ノ損害ノ發生シタ後ニ政府が嚴密ニ査定ヲシテ保險金ヲ拂ハルモノニアツテ、超過保險契約ハ無效デアルト云フコトヲ十分認識シテ居リマスト、又自分ノ財産ノ實際ノ客觀的價值ト云フモノヲ認識シテ居ル人ニアリマスト、無暗ニ超過保險ハ掛ケナイノデアリマスケレドモ、今マデ保險會社ハ契約シタ以上ハ後カラライザゴザナク拂ツテ居ル慣習ガアリマシタ爲ニ、契約サヘアレバ先ゾソレダケノ保険金ハ焼ケタラ取レルモノデアルト云フ考ヘヲ持ツテ居ル人モアルノデアリマスサウ云フ結果ハ家財道具ヲ疏開シタリ、妻子ヲ疎開シタリ或ハ空家ニシタリシテ、焼ケタラ得デアルト云フヤウナ氣持ニナツテ居ル人モナイトモ限ラナイノデアリマシテ、是等ハ防空ト云フ見地カラ行キマシテモ洵ニ宣シクナイ制度デアルト考ヘルノデアリマス、是等ニ付テ十分認識ヲ與ヘ、サウ云フ弊害ヲ生ジナイヤウニシテ貰フ必要ガアルノデアリマスガ、此ノ事ニ付テハ序デアリマスルカラ、ドウ云フ御考ヘヲ持テ居ラレルカ、又ドウ云フコトニナシテ居ルノデアリマスカ、戰爭保險ニ付テモ御伺ヒヨ致シテ置キタイノデゴザイマス、斯ノ如ク支出ノ面ニ於テモ

收入ノ西ニ於テモ、又は等保償制度等ニ於キマシテモ、是ハ國家ノ戰財政ノ上カラ見マシテ、綜合一體的ニ運營スル場合、正味ノ補償制度等ニ依ツテモ、ソト簡單ニナルト思フノデアリマスガ、是等ニ付キマシテ如何ニ御考ヘデアリマセウカ、又今日浮動購買力ノ吸收、浮動資金ノ吸收ト云フヤウナコトモ最モ重要な問題ノ一ツアリマスガ、是等ノコトモ此ノ國家全體ノ機構ガ一體的ニ運營セラレル場合ニハ、其ノ全機能ヲ合理的ニ動員スルコトニ依リマシテ、最モ容易ニ其ノ目的ヲ達スルコトガ出来ルト思フノデアリマスガ、大藏省ハ各省ヲ糾合シテ斯クノ如キ財政運營ノ大轉換ヲナサレル御考ヘハアリマセヌデセウカドウカ、此ノ點ヲ一ツ御伺ヒ致シマス

御尤モナ點モ多數アルノデアリマシテ、將來十分考へタトイ存ジマス
保険ノ問題ニ付テ、殊ニ戰爭保険ノ問題ニ付テ色々御話ガアツタノデアリマスガ、政府ト致シマシテハ戰爭保険ノヲ以テ財產ノ戰時損害補償ト云ノコトヲ考へマシタ考へ方ハ、此ノ二三年前カラ考へテ居ルノデアリマシテ之ヲ實行致スニ致シマシテモ、諸テ家ガ燒ケタ、ソレニ對シテ補償シロト言ハレテモ、モヤ燒ケタ家ハ中々評價モ困難デアリマスノデ、左様ナ實際上ノ見地カラシマシテ、結局保険ガ損害ノ補填ノ上ニ於テ、最莫調査モシ易イシ、又金モ拂ヒ易イ、又評價ニ付テモ保険會社ノ熟練シタ人モ居ルノデアリマスカラ、其ノ途ヲ選ンダ方ガ宜カラウト云フコトデ斯様ニ相成ツタモノ心得テ居ルノデアリマス、保険ノ拂ヒ方、又超過保険ガ相當ニ行ハレテ居ルヂヤナイカト云フ御話デアリマスガ、超過保険ノ問題ニ付キマシテハ時折聞クノデアリマスガ、會社側ニモ十分注意ヲ致シマシテ、出來ルダケ左様ナコトノ起ラヌヤウニ致シテ居ルノデアリマスガ、今日ノ場合如何様ニ考へマシテモ、保険會社ヲ用ヒルヨリ外ニハ、此ノ戰時ノ財產ノ補償ヲ致ス途ハナイヤウニ思フノデアリマス、ヤハリ此ノ手ガ一番簡便デアリ、又一番官民オ互ニ手數ノ少い途アルト考ヘテ居ルノデアリマス、色々ナ弊害ニ付テハ將來十分注意シテ行キタイト存ジマス

○本多(市)委員 只今ノ戰爭保險ニ付キマシテハ、事前ノ調査ハ保険會社ニ於テ殆ド坪數ヲ控ヘルダケデ、動産等ニ致シマシテモ家財一式トヤルダケデヤツテ居ルノデアリマシテ、損害ノ生ジタ後デ稅務署員ナドモ關係シテ調べ

テ居ルヤウデゴザイマスカラ、保険會社ニ依レバ事前ニソレ等ノ調査ガ出來ルカラト云フヤウナコトニハナラヌヤウデアリマス、私ガ希望致シテ居リマスノハ、之ヲ保険ノ制度ニ依ラズ、立法的ナ制度トシテ一ドウセ損害ノ出来テカラ調ベテ拂フ今ノ實情デアリマスカラ、ソレナラ、保険ナドハ止メテ、實際戰爭デ損害ヲ受ケタ人ハ、保険金ヲ拂ツテ居ヤウト居マイト國家ニ依ツル制度ニシタラ如何カト云フコトヲ申上、ゲタノデアリマシテ、此ノ點ハ更ニ御考慮ヲ願ツテ置キマス
次ニ私ハ今日ノ財政政策ニ依リマスト、國庫ト國民ノ間ニ於ケル貨幣ノカラ廻りト云フモノガ不要ニ多イヤウニ考ヘラレルノデアリマス、之ヲ解決スル爲ニハ先づ稅制ノ改革ガ第一デアラウト思フノデアリマス、殊ニ源泉課稅ノ勤勞所得ナドハ、何等カノ工夫ニ依ツテ、之ヲ課稅ノ方法ニ依ラズシテ目的ヲ達スル方法ガアルノデハナニカト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ付テ、例へバ官吏ニ對スル課稅ノ如キ、政府カラ支拂ツタ金ノ幾分ヲ同ジ率デ取上ゲル、是ハ全クヤリ分ガ多過ギタノカ、兎ニ角取ラナクテモ宜イ程度ニ拂ツテ置ケバ宜イノデアルガ、其ノ爲ニヨ、ニ非常ナル手數ヲ要シテ居ルシ、其ノ他ノ軍管理工場等ニ於テ賃金等ノ統制イカ、其ノ他ニ類スル國庫トノ貨幣ノカラ廻りト云フモノハ澤山其ノ事例ガ見受ケラレルノデアリマスガ、是ハ當局ノ御研究ニ俟シコトニ致シマシテ、

只今申上ゲマシタ源泉課稅ノ或ルモノハ課稅ニ依ラズシテ其ノ目的ヲ達スル方法ハナイカ、ソレニ付テ如何ナル御研究ガナサレテ居ルカ、此ノ點ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○石渡國務大臣 官吏ノ月給カラ稅金ヲ取ルノデアルナラバ、源泉デソレダケ少ク渡シタラ濟ミヤセヌカ、サウ云フヤリ方ヲスル方ガ適切デハナイカ、斯様ナ御話デアルノデアリマスガ、一應御尤モノヤウニ思ハレルノデアリマス、併シナガラ今日是レダケ負擔ノ重タ相成ツテ居リマス際ニ、官吏ダケ分類所得稅ヲ拂ハヌノダ、斯様ナコトハ一方ニ於テ官吏ノ月給ガ安イト云フコトヲ幾ラ説明致シマシテモ、稅金ヲ拂ハヌト云フヤウナ印象ヲ與ヘルコトハ非常ニ國民一般ニ差障リガアルノデヤアリマセウ、官吏ノ月給ニハ稅金ヲ賦ナイカト思ヒマス、曾テ「プロイセゾ」ノ

トヲ幾ラ説明致シマシテモ、稅金ヲ拂所得稅ニ於テハ今アタノ仰セニナツタヤウナ簡便主義カラツタノデアリマセウ、官吏ノ月給ニハ稅金ヲ賦考ヘカラ左様ナコトヲヤツテ居ツタ

課シナイト云フマトヨヤツタノデアリマス、即チソレダケ拂ツテ、稅金ヲ取致シマシテ、直キニ再び改正ヲシマシテ、官吏カラモ、ヤハリ稅金ヲ取ルコトニ致シタノデアリマス、如何ニシテハアルマイカト思ハレルノデアリマス、ハアルマイカト思ハレルノデアリマス、即チソレダケ拂ツテ、稅金ヲ取致シマシテ、直キニ再び改正ヲシマシテ、官吏カラモ、ヤハリ稅金ヲ取ルコトニ致シタノデアリマス、如何ニシテハアルマイカト思ハレルノデアリマス、ハアルマイカト思ハレルノデアリマス、

ハアルマイカト思ハレルノデアリマス、ヤハリ私ハ一應複雜デアツテモ課稅ヲ致シテ行クト云フ方ガ適當デハアルマス、即カト存ジテ居ル次第アリマス、

ノ他斯様ナ色々ナ點ニ於キマシテ手續

ノ煩瑣ヲ避ケルト云フ上カラ行キマス、取ルノデアルナラバ、源泉デソレダケ少ク渡シタラ濟ミヤセヌカ、サウ云フヤリ方ヲスル方ガ適切デハナイカ、斯様ナ御話デアルノデアリマスガ、一應御尤モノヤウニ思ハレルノデアリマス、併シナガラ今日是レダケ負擔ノ重タ相成ツテ居リマス際ニ、官吏ダケ分類所得稅ヲ拂ハヌノダ、斯様ナコトハ一方ニ於テ官吏ノ月給ガ安イト云フコトヲ幾ラ説明致シマシテモ、稅金ヲ拂ハヌト云フヤウナ印象ヲ與ヘルコトハ非常ニ國民一般ニ差障リガアルノデヤアリマセウ、官吏ノ月給ニハ稅金ヲ賦ナイカト思ヒマス、曾テ「プロイセゾ」ノ

トヲ幾ラ説明致シマシテモ、稅金ヲ拂所得稅ニ於テハ今アタノ仰セニナツタヤウナ簡便主義カラツタノデアリマセウ、官吏ノ月給ニハ稅金ヲ賦考ヘカラ左様ナコトヲヤツテ居ツタ

課シナイト云フマトヨヤツタノデアリマス、即チソレダケ拂ツテ、稅金ヲ取致シマシテ、直キニ再び改正ヲシマシテ、官吏カラモ、ヤハリ稅金ヲ取ルコトニ致シタノデアリマス、如何ニシテハアルマイカト思ハレルノデアリマス、ハアルマイカト思ハレルノデアリマス、

ハアルマイカト思ハレルノデアリマス、ヤハリ私ハ一應複雜デアツテモ課稅ヲ致シテ行クト云フ方ガ適當デハアルマス、即カト存ジテ居ル次第アリマス、

ノ他斯様ナ色々ナ點ニ於キマシテ手續

モ知レマセヌガ、支那事變ノ直前以來
増稅ニ増稅ヲ重ネテ居ルノデアリマシ
テ、今日ノ状況ニ於テハ、綜合所得稅
ハ綜合所得稅ニ付テ増稅ヲシナカツタ
譯デゴザイマスガ、併シナガラ今日ノ
綜合所得稅ト云フモノガ全然増稅ノ餘
地ハナイカト云ヘバ左様ニ考ヘテ居ル
譯デハゴザイマセヌ、ソレハ增稅ノ餘
地ハゴザイマセウガ、分類所得稅ノ方
ガ更ニ增稅ノ餘地ガアルト考ヘタ次第
デアリマス、其ノ他消費稅ニ付テノ增
稅ガ少シ多過ギハセヌカト云フ御話デ
アリマスガ、洵ニソレハ御尤モナ御尋
ネデアルト思ツテ居ルノデアリマシテ、
私モ實ハ消費稅ガ少シ多過ギハセヌ
カト考ヘタノデアリマスケレドモ、只
今議會ニ提出致サレテ居リマスル核算
デ御覽ニ通り、消費稅ハ今年ハ非常ナ
減少ヲ致シテ居ルノデアリマス、即
チ酒、砂糖、織物、物品稅、飲食稅等
ズット著シイ減少ヲ致シテ居ル次第デ
アリマシテ、消費稅額カスクノ如ク減
ツテ居ルト致シマスレバ、ヤハリ消費
方面カラ取上ゲル稅金ヲ抑ヘテ居リマ
シタモノガ、其ノ擔稅力ヲ抑ヘル場所
ガゴザイマセヌ、即チ直接稅デ抑ヘ得
ナイモノヲ間接稅タル消費稅デ抑ヘテ
居リマシタガ、物品稅ノ減少其ノ他ニ
ツタモノデアリマスカラ、煙草デアリ
マストカ、酒デアリマストカ、左様ナ
方面ニ重點ヲ置キマシテ、此ノ消費稅

大石

多(市)委員　今二、三點御伺ヒ致
イト思ヒマスガ、只今ノ分類所得稅
合所得稅ノ關係ニ於ケル大臣ノ御
ヲ御伺ヒ致シテ居リマシテモ、所
種類別ニハ稅率ガナソテ居ルケレ
、同級稅率デ課稅サレル所ノ分類
ニ、稅ノ大部分ノ基礎ヲ置クト云
制ハ、所謂應能負擔ノ精神ト一致
イモノデアリマス、應能負擔ノ精
ラ參リマスト、稅金ハ納メル力ノ
所カラ取ル、即チ財產ガアルカ
ガアルカ——此ノ財產稅ハ別ト致
シテ、所得ノ金高ガ、所得ノ高ノ大
モノハ大キナ負擔力ガアルノデア
スカラ、此ノ金高ノ大キナシ從ツ
累進率ヲ以テ課稅サレルト云フ、
シテ、何トカシテ此ノ稅制ノ理想
致スル所ニ持ツテ行ツテ戴キタイ
忠フノデアリマス、現ニ分類所得稅
編成ノ最高ノ技術ヲ研究發揮セラ
シテ、何トカシテ此ノ稅制ノ理想
ガ大衆課稅デアリマシテ、應能負
精神ニ副ツテ居ナイコトニナルノ
リマスカラ、私ハ常ニ之ヲ遺憾ト
居ルモノデアリマシテ、必ズヤ十
研究ヲ積マレ、非常ナル經驗ニ基
ハナラナイト考ヘマスノデ、此ノ點
一段ト御研究ヲ御願ヒシテ置キマ

大キサト、税率質ト二ツノ課稅ノ對象
ガアルト存ジマス、ソレデ稅ノ質ト致
シマシテハ、只今分類所得稅デヤツテ
居リマスヤウナ勤勞所得、資產所得、
營業所得、資產、勤勞ノ所得ガ質デ
アリマシテ、質ニ依ツテモ負擔力ノ差
ガゴザイマス、是ハ勤勞ニ依ル所ノモ
ノト、資產ニ依ルモノトハ同ジ額デア
リマシテモ、内容ニ差ガゴザイマスカラ
ラ、隨テ其ノ間ニ負擔力ノ差ガアルコ
トハ是ハ明カデアリマスカラ、分類所得稅
ニ於テ、其ノ質ノ差ニ依ル所ノ課稅ヲ
致スト云フコトモ當然デアルト存ジマ
ス、ソレカラ大キサニ依ル所ノ所得ハ、
一方ニ於キマシテ綜合所得稅、分類所
得稅ノ上ニ、或ル一定ノ大キサノ所得
以上ノモノニ綜合所得稅ヲ課ス、斯様
ナコトニ相成ツテ居ルノデアリマシテ、
勿論綜合所得稅ハ稅ノ大キサニ依ツテ
累進稅ヲ課稅致スノデアリマスカラ、
分類所得稅ト累進稅ト調和シテ、
兩方ノ稅ガ一定額以上ノ納稅者ニ行
ク、斯様ナコトニ相成ル譯デアリマス
カラ、隨テ大キサニ依ル所ノ稅、質ニ
依ル所ノ稅、此ノニツノ部門ガ課稅ノ一
ツノ標準ニ相成ツテ居ルコトハ申上げ
ルマデモゴザイマセヌ

戰前少額ノ所得者デアツテ戰後ニ所得ノ増大シタ者ニ付テ、増大シタ部分ニ對シテ非常ニ高イ稅率ヲ取ラレテ居ルノデアリマスケレドモ、是ハ事業營業所得ニ限ルノデアリマス、最前分類所得ニ付テ私が申上げマシタ通り、勤勞所得ト其ノ他ノ所得トハ多少違ヒガアリマセウケレドモ、今日デハ不動產ノ所得デアツテモ、配當所得デアツテモ、或ハ利子ノ所得デアツテモ、其ノ性質ニ大ナル違ヒハ認メラレナイ、斯ウガ時代デアツテ、此ノ勤勞所得ニ戰爭ノオ蔭デ非常ナル増大ヲ來シタ者ガアルト云ツテモ利得稅ハ課カラナイガ、事業業得、營業所得デアレバ、小サナ一萬圓カ二萬圓ノ所モ利得稅ガ課カルト云フ此ノ理論ガ成立タナイト同時ニ、決戦下ノ今日ノ國民ノ生活ハ最低生活ノ確保デアツテ、戰前ニテ所得者デアツタカラト云ツテ、其ノ人ノ稅金ヲ對金シテ高級生活ヲ確保シテヤルトカ云フヤウナ、サウ云フ既得權ヲ保護シテヤルト云ブヤウナ必要ハナノデアリマシテ、今日ハ現在ニ於ケル其ノ人ノ所得ノ總金額ガ擔稅力ノ標準デアリマスカラ、戰前ニドンナ所得デアラウト據ハナイ、其ノ總額ヲ目標ニ稅金ヲ課ケル、隨テ其ノ利得稅ト云フ餘分ナモノハ——利得稅ヲ免除シロト云フノデハアリマセヌ、此ノ利得稅トシテ課ケテナムアル稅率ヲ、綜合所得ノ累進率ノ中ニ行ク方法ハナカラウカト思フノデナリマス、營業稅ニ付キマシテハ、是ハ業所得ニ限ルト云フヤウナコトデナムシタナラバ、國家ノ施設ヲ濫用シテノ暗ニ取引ヲスル、之ヲ防止スル云

フヤウナ意味合モアツタデアリマセウ
ケレドモ、今日ノ營業者ハ御承知ノ如
ク統制ノ下國家ノ配給機關トシテ働イ
テ居ルニ過ギナイ、而モ其ノ課税ノ目
的ガ昔ノヤウナ取引高デナク、本當ノ
純益ヲ目標ニ課ケルノデアル、純益ヲ
目標ニ課ケルナラバ、其ノ純益ニ對ス
ル所得税ノ一本ニ吸收シテシマツテ宜
イノデアツテ、外形課税主義ナラバ營
業税モ幾ラカ意義ガアルカモ知レマセ
ヌガ、純益課税ナラバ別ニ營業税トシ
テ殘ス必要ハナイ、是ハ寧ロ廢スルト
云フコトガ今日合理的デニイカト考ヘ
ラレルノデアリマス、此ノ二ツノ問題
ニ付テ御意見ヲ御伺ヒ致シマス
○石濱國務大臣 臨時利得稅ニ付キマシテ
シテハ、法人ニ付テハ既ニ今日現在ノ
儲ケノ多イモノニ課稅ヲ致ス、斯様な
方向ニ進ンデ居ルノデアリマスガ、ド
ウモ個人ニ付キマシテハ左様ナ譯ニシ
行カズ、是ハ色々考究致サレタ所思フ
ノデアリマスガ、ヤハリ從來通り支那
事變前トノ間ノ儲ケヲ、今日依然トシ
テ對象トシテ課稅ヲ致シテ居ルノデア
リマス、ナゼ事業所得ニノミ課稅ヲス
ルカト云フコトデアリマスレバ、此ノ
戰時事變ニ當ツテ一番ボロ儲ケト申シ
シマスカ致スノハ、結局此ノ事業所得
デアル、斯様ナ見地ニ基イテ居ルノデ
アリマシテ、外國ニ於キマスル戰時利
得稅モ概不此ノ事業所得ノミヲ目的ニ
致シテ居ル次第デアリマス、此ノ課稅科
法ヲ今日變更致ス時期デハナイカト云
フ御尋ねデアリマスガ、是ハ今後ニ於
テ能ク考究シテ見タイト思ツテ居リマ
ス、支那事變前ト云フト大分古ク相成
ツテ居リマスカラ、十分考究致シテ目
タイト思フノデアリマス
ソレカラ營業稅ノ御話デアリマスガ、

今日ノ營業稅ハ實ハ國デ取ツテ居リマスガ、全郡道府縣市町村ノ收入ニ繰入レテ居ルノデアリマス、此ノ道府縣市町村ノ歲入トシテハ、地租ト家屋稅、ソレカラ此ノ營業稅ト云フモノガアツテ、表面ハ國デ取ツテ居リマスガ、實ハ國ノ稅デハゴザイマセヌ、國ノ稅トシテハ此ノ前廢止ト云ヒマスカ委讓トシテアリマス、隨ヒマシテ是ガ課稅ノ據ハ、道府縣市町村等ノ地方のノ影響ヲ相當受ケル、詰リ應益負擔ノ原則ニ基イテ此ノ地租、家屋稅、營業稅ト云フモノヲ其ノ道府縣市町村ノ收入ニ致シテ居ルノデアリマシテ、國稅トシテハ今仰セノアル通り、今日ハ意味ガナイト思ツテ居ル次第アリマス○本多(市)委員更ニ御伺ヒ致シタ伊ト思ヒマスノハ、是亦嚴密ナル稅法ヲ以テシテモ中々徹底のニ徵稅ガ行ハレナイ爲ニ、此ノ決戦下ニ非常大金持モ出來テ居ルノデアリマスガ、之ニハ一段課稅ノ徹底ヲ希望シテ已マナイン所デアリマス、特ニ此ノ一點ニ付テ御伺ヒ致シタ伊ト思ヒマスコトハ、此ノ企業整備ノ後ニ於ケル軍需工場等ハ、御承知ノ如ク國家ノ豐富ナル資金ヲ利用シ、更ニ國家權力ニ依ツテ徵用工、學徒マデモ動員シ、是等ノ人々ハ空襲下ニ全ク國家ノ爲ニ挺身シテ働くテ居ルノデアリマシテ、此ノ關係カラ見マシテ、斯クノ如ク國家ノ力、國民ノ力ニ属スルト云フコトデハ、今日ノ生産機構ト致シマシテモ、思想的ニ見テモ、利益ヲ收メタル者ガ、其ノ利益が無ニ不健全全ナ感ガスルノデアリマスガ、之ニ付テ事業ノ國家管理ガ徹底スレバ

必ズ解決セラレル問題デアリマス、斯クノ如キ利益ニ付テハ將來例へバ適當ナル時期ヲ判シテ、一線ヲ引イテ、大東亜戦争ノ始ツタ時トカ、或ハ企業整備ノ時トカニ一線ヲ引キマシテ、其ノ後ノ利益ト云フモノハ其ノ事業主體自身ノ力ニ依ルコトバカリデナク、實ニ國家權力ノ力ニ依ツテ利益ヲ擧ゲタノアルカラ、一定ノ利率ニ基ク利潤以外ハ、國家ニ將來歸屬セシムベキモノデアルト云フヤウナ方針ヲ決メテ置キマスクトガ、今日國民動員、學徒動員、サウシテソレ等ノ人々が遺憾ナク働ク上ニ於テ、思想的ニモ健全ナル制度ニナツテ行ク所ノモノデアリマスガ、此ノ點ニ對スル大臣ノ御所見ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○本多(市)委員 私ハマダ質問がござ
イマスケレドモ、大臣ノ御時間ノ都合
モアラレルコトト思ヒマスカラ、後ノ
機會ニ他ノ政府委員ニ御伺ヒスルコト
ト致シマシテ、大臣ニ對スル質問ヲ此
ノ程度デ打切りマス

○勝委員長 森田福市君

○森田(福)委員 私ハ増税ノコトニ付テ
直截率直ニ御尋不シテ見タイ點ガ數ア
ルノデアリマスガ、成ルベク大臣ニハ主ナ
ル點ダケニ止メテ置キタイト思ヒマス、
先づ今度御出シニテ居ル増税ノ點
ニ付テアリマス、歳出ノ財源ニ充テルコ
ト、購買力ノ吸收ノ一端其ノ兩様ノ爲
ニ増税ヲシタノデアルト云フコトハ御説
明ニモアツタシ、又我々モサウ考ヘテ
居リマスガ、税制ノ改革ヲヤラズニ増
稅ヲヤラウトセラレタ爲ニ、稅率ノ増
徵ダケニ止ソテ居ル爲ニ、眞ノ増稅ノ
目的ガ達セラレヌノハナイカト云フ
疑ヒヲ持ツテ居ルノデアリマス、今本
多君カラモ屢々御話アリマシタガ、分
類所得稅ダケノ増率、要スルニ主トシ
テ月給 配當金、預金利子、公債利子
ト云フヤウナ方面ノミヲ狙ツタ形ニナ
ルノデアリマスガ、增收ヨリモ購買力
ヲ吸收スル意味ニハ、私ハ全然ハ申
シマセヌガ、ナリ兼ネルノデハナイカ、
月給取トカ今私ガ申上げタヤウナモノ
ハ、本當ヲ言フナラバ餘り浮動購買力
ニハナツテ居リママイ、ソレハ新興
階級ノ方面カラ、今ノ稅法デモ取レヌ
コトハナイケレドモ、併シ今ノ儘デハ
難カシイノデハナイカ、今日新興階級
ノハ、仲立業ト云フカ仲介業ト云フカ、

此ノ税法ニアル看板ヲ掲ゲテ居ラヌ業許可令ニ依ル許可ヲ受ケテヤツテ民
ノデ、時局ノ關係上工作機械ナドノ賣
買斡旋ヲシテ居ル者ナドト云フモハ非
常ナル利益ヲ得テ居ルガ、勿論是ハ企
業許可令ニ依ル許可ヲ受ケテヤツテ居
ルノデナイカラ、税ヲ取ツテ居ナイ、
同ジ日給、月給ヲ取ツテ居ル者デモ、
自由労働者トカ職工、工員ナドデモ、
大體今日ハ普通ノ基本賃金ニ付テ分類
所得税ヲ取ツテ居リマスガ、ソレハ其
本ノ仕事ヲ與ヘテ、ソレカラ先ハ請負
自由労働者トカ職工、工員ナドデモ、
制度ニスル、三十圓、四十圓取ルノハ
基本賃金以外デアリマス、隨テソレハ
別ニ此ノ所得税法ノ請負業ニ入ツテ居
ル譯デモナイカラ、分類所得税ヲ取ツ
テ居リマセヌ、要スルニ增税ノ組ヒ所
ガ聊カ的ガ外レテ居ルノデハナイカ、
月給トカ配當トカ、今マデアル以外ノ
所ヲ組ハナケレバナラナカツタノデヤ
ナイカト思ヒマス、ソレニハ税制ノ改
正ヲヤラナケレバ出來ナイト思ヒマス
ガ、其ノ點ニ付テハドウ御考ヘニナツ
テ居ルノデゴザイマセウカ

ノナモノモ、是ハ何レモ課税サルベキモ
ノデアリマス、又今日稅務署ニ於テ謂
稅致シテ居ルモノモアルト思フノデアリマス、
リマス、唯多クノ場合ニ於キマシテ、ソレー
付テハ、昨年自由勞務者ニ付テハ源渕課
課税ノ方法ヲ講ジマシテ、雇ツタ者ガ
金ヲ拂フ時ニ引ク、斯ウ云フヤウナ
トニ改正ヲ致シタノデアリマス、左撻
ナコトニ於テ自由勞務者ノ一部ハ實際
ニ課税ヲ受ケルヨトニ相成ツテ來テ居
ルノデアリマス、是モ世ノ中デ批判
致シマスニハ、左様ナモノニ源泉課税
ヲスルモノダカラ、結局本人ガ出サズ
ニ親方ガ拂ツテシマフデヤナイカ、ソ
レデハ幾ラ稅金ヲ取ツテモ「インフレ」止
止ニハナラヌ、斯ウ云フコトヲ言ツ
居ル者モゴザイマス、一部ニハ左様
モノモアルカト存ジマスガ、併シソレ
ハ政府ノ目的ト致シテ居ル所デハゴザ
イマセヌ、即チ左様ナ源泉課税ヲス
バ本人ニ拂フ賃金カラ引タト云フ建説
ニナツテ居ルノデアリマスガ、實際上
ノ負擔ガ本人ニ歸サナイ、是ハ勞務行
政上ノ實際問題トシテハ中々難カシイ
所ガアルカト思フノデアリマシテ、稅
法ノ改正等ニ付テモ色々考ヘテ見マ
タガ、中々旨イ案ガゴザイマセヌ、往
局今日考ヘテ居リマスコトハ、要スルニ
各方面カラ色々ナ資料ヲ集メマシテ、
サウンテ勞報、產報各方面トモ十分ニ
連絡ヲ執ツテ、サウシテ其ノ所得ノ寶
體ヲ捉マヘニ掛ラウ、斯様ナ考ヘ方ヨ
致シテ居ル次第アリマス

デ勵クカラ、作ル品物ニ魂ガ入ラヌカ
良イ物ガ出來ヌ、要スルニ大藏省ガ
元締デ、大藏省ノ方面ニ於テ全部統制
ニナルノダカラ、ソシテ注文スルモノ
ハ軍需以外ノモノハ殆ド生產ハナイ、
直接力間接力皆軍需ニ關係ガアリマス
ノデ、軍需品ノ注文ノ單價ヲ相當切下ゲ
テ行クコトニ依ツテ、工員其ノ他ノ者
ノ賃金モ下ツテ行ク譯デス、サウシテ行
ケバ貯蓄セイトカ、或ハソレヲ稅ニ依
ツテ搔キ集メルトカ、右ノ手デ通貨モノ
バラ撒イテ置イテ、左ノ手デソレヲ拾
ツテ歩カウストスルノガ今日ノヤリ方デ
アルガ、ソレハ到底ヤリ切レルモノデ
ハナイ、給料ノ如キモノデモ、今回月
給取、會社銀行員ノ百分ノ十五ノモノガ
ガ十八ニナツテ、三上リマシタ、併シ
會社經理統制令デハ御承知ノ通り百五
十圓以下ノ者ガ一割、百五十圓以上ノ
者ハ七分ノ昇給デス、其ノ平均昇給力方
ラ考ヘテ見ルト、物價ノ上リニハ關係
ナクシテ、簡單ニ計算シテ見ルト、大
藏省ガ今度分類所得稅ヲ三上ゲル、煙
草ヲ日ニ七本配ツテ居ルカラ、之ヲ月
ニ二十箱ト假定スレバ、是ガヤハリ三
圓餘り上ツテ來ル、サウスルト大體平
均昇給ダケハ全部煙草ト分類所得稅
濟ソデシマフカラ、本當ノ昇給ハ一文
モナイコトニナル、デアルカラ私ハ、
サウ云フ月給取方面ニノミ此ノ分類所
得稅ヲ上ゲテ、此ノ方面バカリヲ相手
ニシタ増稅デハ目的ハ達セラレヌ、サ
ウ云フ方面デハナク、一般ノ新興ト云
モノハドウデアルカ知ラヌガ、兎モ角
モ近來色々ナコトデ——早イ話ガ内地
斯ウ云フ者ニ對シテハ、當然分類所得

税モ合算所得稅モ課ツテ居ラヌ
分ツテ居ル、勿論檢舉サレタ者モアル
ガ、ソレハ其ノ中ノホンノ何百分ノ何
萬分ノ一カ分ヲ状態ニナツテ居ルカ
ラ、今言フ物價ナドモ段階ハ幾ラデ
モ宜イカラ買フト云フノハ大抵サウ云
フ方面ノ人デス、隨テ貯蓄ト云フカ、
稅ト云フカ、サウ云フ方面カラ購買力
ノ吸收ヲシテ掛ラネバイカノ、私ノハ
狙ヒ所ガ違ツテ居ル、月給取バカリヨ
相手ニシタリ、株式配當金、公債ノ利
子、預金ノ利子ド云フヤウナモノニノ
ミ目標ヲ置イタ今回ノ増稅ハ、增收ノ
目的ハ達セラレルガ、購買力吸收ノ目的
ハ達セラヌノデハアルマイカラト云
コトヲ御尋ネシテ居ルノデアリマス、
目的ノ半バハ私モ同意シテ居ルガ、終
ノ方ニハ大藏大臣ハ同意デアリマスカ
○石渡國務大臣 購買力ノ吸收トシマ
スト、今回分類所得稅、酒デアリマス
トカ其ノ他購買力吸收ヲ主ニシテ粗ツ
タ稅モアルノデアリマス、此ノ分類所
得稅ノ増稅ハ、一面ニ於キマシテハ國
庫ノ收入ヲ圖リ、又一面ニ於テハ購買
力ノ吸收策ト致シテ居ルノデアリマス、
森田君ハ、國庫ノ收入ヲ圖ルコトハ今
ルガ、分類所得稅モ購買力ノ吸收ヲマ
ルト云フコトハ分ラナイト仰セラレマ
シタ、併シナガラ分類所得稅ハ一切ノ
所得ニ課稅ヲ致シテ居ルノデアリマシ
テ、決シテ今アナタノ言ツテ居ラレルヤ
ウナ低額ノ月給取、利子配當ダケデハ
ゴザイマセヌ、今私が場合ニ依ツテハ
少シ違ツタ道ヲ歩イテ居ルヤウナコト
モ申シタノデアリマスガ、即チ自由營
務者カラモ昨年五千萬圓徵致ス豫算
デアリマシタガ、實ハ一億圓ノ源泉謹
稅ヲ致シテ居ルヤウナ次第アリマス、
其ノ中ニハ今アナタノ仰シヤツタヤウ

ニ、本人ガ負擔シナイデ、其ノ税金ヲ
第三者ニ負擔致サセテ居ル者モゴザニ
マセウガ、又本人ガソレヲ負擔シテ同
ル者モ相當アルト云フ調ヘニ相成ツニ
居ルノデアリマスカラシテ、此ノ分
所得税ガ、浮動ト云フ言葉ハ良イカズ
イカ分リマセヌガ、浮動購買力ノ吸
策トシテ效果ガナイト仰シヤルアナト
ノ御言葉ニ對シテハ、遺憾ナガラ御口
意致シ兼ネルノデアリマス
○森田(福)委員 ソレハ提案ナサツノ
ノダカラ同窓会ハ難カシイカモ知レマ、
ヌガ(笑聲)併シナガラ今ノ物價高ヲ
シテ居ル購買力ノアル方面ハ――併
ナガラ私ノ見ル所デハ、高給ヲ取ツテ
ル人ハ別デアリマスガ、普通一般ノ
衆月給取ハ、今ノ購買力ガアリ過ギ
物價高ヲ呼ブ程物ヲ買フ力ハアリマ
ス、殊ニ會社銀行員ハ役人ヨリモ昇
率ハ少イノデアリマス、アノ會社經
統制令ハ今度才變ヘニナル考へガア
マスカアリマセヌカ、今度ノヤツニ
ガアンナ風ニナツテ來ルト、今度ノ一
分ノ七十カ、百分ノ十トカ云フモノハ
事實ニ於テハソレダケ昇給セヌコト
ナル、所ガ物價ノ上ガル方ハ、此處
アナタノ方カラ御出シニナツテ居ル
價指數ガアリマスガ、此ノ物價ノ指
ハ卸賣ハ明治三十三年十月ヲ一〇〇
ラトナツテ居リマスガ、ソンナ三倍
四倍ノ物價高デナイ、是ハ公定價格
御出シニナツタノデスカ、所謂公價
ラバサウカモ知レヌガ、實際ノ國民
使ジテ居ル金ハ民價デアリマス、闇
アリマス、其ノ物價高ト云フモノハ一
倍ヤ四倍デヤナイ、サウデアルナラ

今ノ會社經理統制令ト云フモノハ撤廢ヲスル方ガ宜ノデハナイカト思フ、イツソ撤廢シテシマツテ無クサス、サウデナケレバ、何トカ名目ヲ付ケテヤラスト、實際生活ガ出來ナイ、今ノ昇給奉デハ物價ト稅ノ上ツテ行ク方ガ早イ、要スルニ分類所得稅ヲ上ゲテ行ク給料ヲ上ゲテ行クト云フ追ツ掛ケゴツコデハナイカト私ハ考ヘル、追ツ掛ケ合ヒヲヤツテ居ル、稅ト物價ノ騰貴デドウシテモ收入ヲ多ク與ヘテヤラナケレバナラヌ、ソヨデ政府モソレヲ御考ヘニナツテ賞與モ中間ニオ渡シニナツテ居ル、從來ナラバ年ニ一回ダツタノガ、半期ニ一回ツツヤルヤウニナツタ、詰リ稅ヲ取り、物價ヲ上ゲテ行クカラ生活ガ困難ニナリ、生活ガ困難ニナルカラ賞與ヲヤツタノデ、私ノ考ヘデハ、此ノ方面ノ者ニハ浮動購買力ナドアリハシナイ、サウスルト增稅ノ目標ガ達ツテ來ハシナイカト思フ、是ハ一旦アナタ方デ出サレタノダカラ固執ナサルノハ御尤モデアリマスガ、能ク研究シ、能ク考ヘテ見タナラバ、私ノ言フヤウニシテモ立派ニ其ノ目的ノ半バハ達セラレルノデハナイカト私ハ内心思フノデスガ、如何デスカ

○**石渡國務大臣** 此ノ經理統制令ヲ變ヘテ增稅ニ對應セシムル考ヘヨ持ツテ居ルカト云フ御話ニアリマスガ、左様ナ考ヘハ持ツテ居リマセヌ、稅金ハ稅金デ、稅ノ上リマスト云フコトハ、是ハ一面ニ於テ國庫ノ收入ヲ圖リマスト、同時ニ、購買力ノ吸收ヲ致ス、斯ウ云フ所カラ來テ居ルノデアリマシテ、本人ノ收入ガ此ノ稅ノ爲ニ減少スルト云フヤウナコトモ已ヨ得ザルコトデアルト思フノデアリマス、ソレヲ月給ヲ上げテ行ク、サウシテ又稅デ取ル、月

給ヲ上げテ行ク、稅デ取ル、是デハ詰
り物價騰貴ノ所謂「インフレ」ニ依ル所
ノ惡循環トナル次第アリマスノデ、
左様ナコトハ致シタクナイト思ツテ居
ル次第アリマス、アナタノ今仰シヤ
ツカ中ニハ幾多傾聽スペキ御意見ヲ含
メ居ルト思ツテ居リマスケレドモ、
此ノ惡循環ヲ防グト云フコトガ職時ニ
於キマスル政府ノヤハリ最大ノ要務ノ
一ツデアルト存ジテ居リマス、隨ヒマ
シテ増稅ノ爲ニ此ノ方面ニ於ケル所ノ
循環ヲ來サシメナイユトニ付テハ、萬
全ノ配意ヲ致シタイト存ジテ居ル次第
アリマス

○森田(福)委員 此ノ問題ハサウシツ
コク問ウテモ要領ヲ得ヌカラ、モウ聽
キマセヌガ、私ノ言フコトハ、今ノ大
部分ノ月給取ハ浮動購買力ヲ持ツテ居
ナイト云フコトデス、官吏ノ方ノコト
ハ詳シク知ラヌガ、會社員トカ銀行員
トカ一般ノ其ノ他民間ノ安イ月給取ハ、
アナタガ心配ナサルヤウナ購買力ナド
到底持ツテ居ラヌ、今日ハ前借ラシ
ナケレバヤツテ行カレナイヤウナ狀況
ナムツテ居リマス、ソレハ我々ハ幾多
ノ方面ノ事業ニ關係シテ居ルノデ相當
事情ハ知ツテ居ルガ、若シサウデナケ
レバ、渡切リト云フヤウナコトデ、色々
ナ名目デ手當ヲヤツテ、合法的の脱法
行爲アリマスガ、
本當ノ七ニナル、是デハ物價高ノ今日
到底ヤツテ行カレル筈ガナ、其ノ點
ニ思ヒヤリガナインダト云フコトナラ

方面ニハ購買力ガアルドヨロデハナ
シテ居ルト思ツテ居リマスケレドモ、
此ノ惡循環ヲ防グト云フコトガ職時ニ
於キマスル政府ノヤハリ最大ノ要務ノ
一ツデアルト存ジテ居リマス、隨ヒマ
シテ増稅ノ爲ニ此ノ方面ニ於ケル所ノ
循環ヲ來サシメナイユトニ付テハ、萬
全ノ配意ヲ致シタイト存ジテ居ル次第
アリマス

○森田(福)委員 此ノ問題ハサウシツ
コク問ウテモ要領ヲ得ヌカラ、モウ聽
キマセヌガ、私ノ言フコトハ、今ノ大
部分ノ月給取ハ浮動購買力ヲ持ツテ居
ナイト云フコトデス、官吏ノ方ノコト
ハ詳シク知ラヌガ、會社員トカ銀行員
トカ一般ノ其ノ他民間ノ安イ月給取ハ、
アナタガ心配ナサルヤウナ購買力ナド
到底持ツテ居ラヌ、今日ハ前借ラシ
ナケレバヤツテ行カレナイヤウナ狀況
ナムツテ居リマス、ソレハ我々ハ幾多
ノ方面ノ事業ニ關係シテ居ルノデ相當
事情ハ知ツテ居ルガ、若シサウデナケ
レバ、渡切リト云フヤウナコトデ、色々
ナ名目デ手當ヲヤツテ、合法的の脱法
行爲アリマスガ、
本當ノ七ニナル、是デハ物價高ノ今日
到底ヤツテ行カレル筈ガナ、其ノ點
ニ思ヒヤリガナインダト云フコトナラ

方面ニハ購買力ガアルドヨロデハナ
シテ居ルト思ツテ居リマス、隨ヒマ
シテ増稅ノ爲ニ此ノ方面ニ於ケル所ノ
循環ヲ來サシメナイユトニ付テハ、萬
全ノ配意ヲ致シタイト存ジテ居ル次第
アリマス

○森田(福)委員 此ノ問題ハサウシツ
コク問ウテモ要領ヲ得ヌカラ、モウ聽
キマセヌガ、私ノ言フコトハ、今ノ大
部分ノ月給取ハ浮動購買力ヲ持ツテ居
ナイト云フコトデス、官吏ノ方ノコト
ハ詳シク知ラヌガ、會社員トカ銀行員
トカ一般ノ其ノ他民間ノ安イ月給取ハ、
アナタガ心配ナサルヤウナ購買力ナド
到底持ツテ居ラヌ、今日ハ前借ラシ
ナケレバヤツテ行カレナイヤウナ狀況
ナムツテ居リマス、ソレハ我々ハ幾多
ノ方面ノ事業ニ關係シテ居ルノデ相當
事情ハ知ツテ居ルガ、若シサウデナケ
レバ、渡切リト云フヤウナコトデ、色々
ナ名目デ手當ヲヤツテ、合法的の脱法
行爲アリマスガ、
本當ノ七ニナル、是デハ物價高ノ今日
到底ヤツテ行カレル筈ガナ、其ノ點
ニ思ヒヤリガナインダト云フコトナラ

方面ニハ購買力ガアルドヨロデハナ
シテ居ルト思ツテ居リマス、隨ヒマ
シテ増稅ノ爲ニ此ノ方面ニ於ケル所ノ
循環ヲ來サシメナイユトニ付テハ、萬
全ノ配意ヲ致シタイト存ジテ居ル次第
アリマス

○森田(福)委員 此ノ問題ハサウシツ
コク問ウテモ要領ヲ得ヌカラ、モウ聽
キマセヌガ、私ノ言フコトハ、今ノ大
部分ノ月給取ハ浮動購買力ヲ持ツテ居
ナイト云フコトデス、官吏ノ方ノコト
ハ詳シク知ラヌガ、會社員トカ銀行員
トカ一般ノ其ノ他民間ノ安イ月給取ハ、
アナタガ心配ナサルヤウナ購買力ナド
到底持ツテ居ラヌ、今日ハ前借ラシ
ナケレバヤツテ行カレナイヤウナ狀況
ナムツテ居リマス、ソレハ我々ハ幾多
ノ方面ノ事業ニ關係シテ居ルノデ相當
事情ハ知ツテ居ルガ、若シサウデナケ
レバ、渡切リト云フヤウナコトデ、色々
ナ名目デ手當ヲヤツテ、合法的の脱法
行爲アリマスガ、
本當ノ七ニナル、是デハ物價高ノ今日
到底ヤツテ行カレル筈ガナ、其ノ點
ニ思ヒヤリガナインダト云フコトナラ

方面ニハ購買力ガアルドヨロデハナ
シテ居ルト思ツテ居リマス、隨ヒマ
シテ増稅ノ爲ニ此ノ方面ニ於ケル所ノ
循環ヲ來サシメナイユトニ付テハ、萬
全ノ配意ヲ致シタイト存ジテ居ル次第
アリマス

○森田(福)委員 此ノ問題ハサウシツ
コク問ウテモ要領ヲ得ヌカラ、モウ聽
キマセヌガ、私ノ言フコトハ、今ノ大
部分ノ月給取ハ浮動購買力ヲ持ツテ居
ナイト云フコトデス、官吏ノ方ノコト
ハ詳シク知ラヌガ、會社員トカ銀行員
トカ一般ノ其ノ他民間ノ安イ月給取ハ、
アナタガ心配ナサルヤウナ購買力ナド
到底持ツテ居ラヌ、今日ハ前借ラシ
ナケレバヤツテ行カレナイヤウナ狀況
ナムツテ居リマス、ソレハ我々ハ幾多
ノ方面ノ事業ニ關係シテ居ルノデ相當
事情ハ知ツテ居ルガ、若シサウデナケ
レバ、渡切リト云フヤウナコトデ、色々
ナ名目デ手當ヲヤツテ、合法的の脱法
行爲アリマスガ、
本當ノ七ニナル、是デハ物價高ノ今日
到底ヤツテ行カレル筈ガナ、其ノ點
ニ思ヒヤリガナインダト云フコトナラ

方面ニハ購買力ガアルドヨロデハナ
シテ居ルト思ツテ居リマス、隨ヒマ
シテ増稅ノ爲ニ此ノ方面ニ於ケル所ノ
循環ヲ來サシメナイユトニ付テハ、萬
全ノ配意ヲ致シタイト存ジテ居ル次第
アリマス

○森田(福)委員 此ノ問題ハサウシツ
コク問ウテモ要領ヲ得ヌカラ、モウ聽
キマセヌガ、私ノ言フコトハ、今ノ大
部分ノ月給取ハ浮動購買力ヲ持ツテ居
ナイト云フコトデス、官吏ノ方ノコト
ハ詳シク知ラヌガ、會社員トカ銀行員
トカ一般ノ其ノ他民間ノ安イ月給取ハ、
アナタガ心配ナサルヤウナ購買力ナド
到底持ツテ居ラヌ、今日ハ前借ラシ
ナケレバヤツテ行カレナイヤウナ狀況
ナムツテ居リマス、ソレハ我々ハ幾多
ノ方面ノ事業ニ關係シテ居ルノデ相當
事情ハ知ツテ居ルガ、若シサウデナケ
レバ、渡切リト云フヤウナコトデ、色々
ナ名目デ手當ヲヤツテ、合法的の脱法
行爲アリマスガ、
本當ノ七ニナル、是デハ物價高ノ今日
到底ヤツテ行カレル筈ガナ、其ノ點
ニ思ヒヤリガナインダト云フコトナラ

ル低イ税率ハ残ツテ居リマス、是ハ元々
免稅カラ出發致シタモノデアリマス
カラ、實ハ課稅ヲ致スト云フコトニ付
テ相當躊躇致シテ居ツタノデアリマス、
今日是ダケノ負擔ニハ相成ツテ來テ
居リマスガ、實際上トシテハ、今アナ
タノ仰シヤツタヤウナ銀行ノ支店毎ニ
分ケテ課稅ヲ低ク致シテ居ルト云フ事
實ガ相當アルカトモ存ジテ居ルノデア
リマス、併シアナタノ今仰シヤツタヤ
ウナ、利子ヲ引下ゲテ是方簡便ニ行ク
カドウカト云フコトニハ、相當私ハ疑
ヒヲ持ツテ居ルノデアリマス、將來篤
ト考究ハ致シマスガ、簡便ニ行クカノ
如クシテ却テ複雜ニ相成ル所モ出來テ
來ハセヌカ、殊ニ銀行ノ利子ノ問題ニ
相成ツテ來マスト、政府ガ增稅ノ度ニ
利子ヲ上げタリ下ゲタリスルト云フコ
トモ、是ハ中々大キナコトデハナイカ
ト存ジテ居ルノデアリマス、併シ折角
御意見モザイマスノデ、篤ト考究致
スコトニ致シマス

○**勝委員長** 本日ハ是ニテ散會致シマ
ス、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス
午後四時三十五分散會

昭和二十年一月二十五日印刷

昭和二十年一月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局